

令和7年度第1回防府市財産処分審議会会議録（全体概要）

1 開催日時	令和8年2月20日（金）午後1時から午後1時25分まで																		
2 場 所	防府市役所本館3階 共用会議室3C・3D・3E																		
3 出席者	<p>【委員】河村委員（会長）、宇多村委員（副会長）、村木委員、永松委員、亀井委員、杉江委員、藤本委員、國澤委員</p> <p>【事務局】白井総務部長、松村総務部次長、工棟行政管理課長、田邊課長補佐、伊藤管財係長、内田主事</p> <p>【諮問物件の担当課】松崎農林漁港整備課長、久芳農林漁港整備課長補佐</p> <p>【報告物件の担当課】宇佐川用地管理課長、田頭道路課主幹、伊藤主任</p>																		
4 傍聴者	0人																		
5 議 題	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 諮問第1号 市有地の処分について (物件4)</p> <p>次の物件を随意契約で中国電力ネットワーク株式会社へ譲渡する。</p> <table border="0"> <tr> <td>大字中山字灰落10073番1</td> <td>山 林</td> <td>425.40㎡</td> </tr> <tr> <td>大字奈美字大井谷10217番14</td> <td>山 林</td> <td>924.48㎡</td> </tr> <tr> <td>大字奈美字大井谷10217番1</td> <td>保安林</td> <td>217.00㎡</td> </tr> <tr> <td>大字奈美字大井谷10316番1</td> <td>保安林</td> <td>2,200.92㎡</td> </tr> <tr> <td>大字奈美字大井谷10316番118</td> <td>保安林</td> <td>643.20㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td><u>4,411.00㎡</u></td> </tr> </table> <p>(2) 審議会への諮問を省略した土地の売払いについて（報告）</p> <p>4 その他</p>	大字中山字灰落10073番1	山 林	425.40㎡	大字奈美字大井谷10217番14	山 林	924.48㎡	大字奈美字大井谷10217番1	保安林	217.00㎡	大字奈美字大井谷10316番1	保安林	2,200.92㎡	大字奈美字大井谷10316番118	保安林	643.20㎡		合 計	<u>4,411.00㎡</u>
大字中山字灰落10073番1	山 林	425.40㎡																	
大字奈美字大井谷10217番14	山 林	924.48㎡																	
大字奈美字大井谷10217番1	保安林	217.00㎡																	
大字奈美字大井谷10316番1	保安林	2,200.92㎡																	
大字奈美字大井谷10316番118	保安林	643.20㎡																	
	合 計	<u>4,411.00㎡</u>																	
6 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>本市は持続可能な財政基盤の確立のため積極的な財源確保に取り組むこととしている。市有財産の処分については、財産処分審議会で意見を聞くこととなっている。保有財産を処分し民間活力に繋ぐことは、将来的な税源の涵養や、地域の活性化やまちづくりの面からも重要な要素となる。本日の諮問案件は、小野地域の山林の一部売払いである。委員の皆様から忌憚のない意見を賜りたい。</p> <p>3 議事</p> <p>会議及び会議録の公開又は非公開について、本会議については、防府市審議会等の設置運営要綱の規定により原則「公開」、ただし、(2)の「審議会への諮問を省略した土地の売払いについて」の報告は、個人情報等が含まれるため非公開とする、「一部非公開」と決定した。</p> <p>また、原則として会議録の公表が定められているので、この会議の結果、諮問内容や出された意見等の概要を、市ホームページで公表することとし、会議で非公開とした部分は公表しないと決定した。</p> <p>諮問第1号 市有地の処分について</p>																		

【(物件4) 事務局からの説明】

はじめに物件番号について説明する。これまでに諮問した他の物件で番号1から3番は使用しているため、今回の物件番号は4となる。

諮問内容について説明する。

今回の払下げは、中国電力ネットワーク株式会社が、送電線路の老朽化対策として、現地一帯の高圧送電線及び鉄塔の更新工事を計画されており、その工事に要する鉄塔用地として本市所有地の一部について、払下げの申請がされたものである。

資料1 ページ目に対象土地の一覧を示している。対象土地は全部で8筆、いずれも市が所有する土地の一部を分筆して払い下げるもの。表の中の鉄塔用地面積が実際に払い下げる面積となり、金額は、8筆合計で約573万円となる。2ページ目は計画全体の位置図で、小野の奈美から中山にかけての山の中である。3ページ目以降は、筆ごとの位置図となる。赤枠で囲っている部分が分筆をして払い下げる部分となる。まず①について、鉄塔用地は正方形の形だが、その上部3分の1程度が市所有の土地となっており、残りの3分の2は市が所有する土地ではない。4ページ目の②は鉄塔用地全て市有地内のため、正方形の形となっている。5ページ目は③と④で、それぞれ異なる市の土地の中にあるので、この2つを合わせると鉄塔用地の形になる。同様に6ページ目は⑤⑦⑧、7ページ目には⑥を示している。

これらの対象地は、いずれも保安林に指定されているが、中国電力ネットワーク株式会社から山口県に対して、保安林指定解除の相談をしており、解除の内諾を受けていると伺っている。また、対象地はいずれも山林の奥深くで道がない無道路地で他に単独で有効に利用することが難しい土地であるため、随意契約により払い下げようとするものである。

【(物件4) 質疑等】

(質問) 分筆や所有権移転に関する費用はどちらが負担するのか、また、その金額はどの程度なのか、山林という特性もあるため、参考までに知りたい。

(回答) 分筆等については、中国電力ネットワーク株式会社が行い、その費用も同社が負担する。金額については、把握していないため、先方に確認して改めて伝える。

【(物件4) 結論】

原案のとおり答申する。

【審議会への諮問を省略した土地の売払いについて (報告)】 →非公開

5 その他

特になし。